

議案第195号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公衆浴場法の一部改正により、事業譲渡による営業者の地位の承継に関する規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。